

国立大学法人三重大学と三重県との国際会議の誘致に関する協定書

国立大学法人三重大学（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、国際会議の誘致・開催における相互の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、それぞれの強みを生かしながら相互に連携・協力し三重県内への国際会議の誘致と開催を行うことにより、教育・研究の充実、地域経済の活性化、地域でのビジネス機会やイノベーションの創出、及び甲と乙のブランド力の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は次の事項について連携・協力する。

- （1）国際会議の誘致・開催に関する情報や人的・知的資源の活用に関すること
- （2）国際会議の誘致・開催のための環境の整備に関すること
- （3）国際会議の誘致・開催支援に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するため、両者が協議して必要と認めること

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、第2条に規定する連携・協力事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が高まるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力の実施に当たり、知り得た相手方の情報のうち、相手方が指定したものについては、本協定書の有効期間中はもとより期間満了後または解除による期間終了後においても、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合、または第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 第2条各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示、秘密の保持及び知的財産の取扱いについては、甲乙協議し、必要に応じ別途定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれかからも更新しない旨の申し出がない場合には、さらに3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名のうえ各1通を保有する。

平成28年11月22日

甲 国立大学法人三重大学
学長

乙 三重県
知事
